

京都議定書第 6 条に係る指針に関する提出文書

(オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、ウクライナ、アメリカ合衆国による提出)

本ペーパーは、京都議定書第 6 条の実施のためのガイドラインに関する、オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、ウクライナ及びアメリカ合衆国の準備段階の文案を示すものである。われわれは、第 6 条に基づく事業は、温室効果ガスについて費用効果的な削減及び除去の機会を提供し、京都議定書の目的の達成に向けて大きく貢献することができるものと信じる。これらの事業は技術及び資金の移転を通して、ホスト国が国内対策を行う能力を高めることもできよう。第 6 条に基づく事業が締約国の第 3 条による約束に寄与する範囲に数量的な制限を設定するいかなる試みも、議定書の環境保全上の効果及びこのメカニズムの費用対効果に対して悪影響を及ぼすであろう。

指針の作成は、第 6 条を実施する上での必須条件ではないが、より円滑でかつ一貫性のある実施を確かなものにするためには、指針の制定が有用であるとみられる。

第 6 条のメカニズムは、温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減、又は吸収源による除去の強化を、費用効果的な方法で促進することによって、環境保全上の効果に貢献すべきものである。したがって、第 6 条のメカニズムは、簡潔で、透明性があり、かつ取引費用を最小限とするものとなるよう設計されるべきである。また、第 6 条の事業は附属書 の締約国の割当量全体を増加させないが、これは第 6 条に基づく事業活動と第 12 条に基づくものとの違いである。したがって、附属書 の締約国が第 3 条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行を達成する必要から、参加する締約国が移転 / 取得される数量の正確な計測を行う強いインセンティブが生じる。¹

第 6 条のメカニズムに関して提案された決定文書は以下のとおりである。

¹ 取得する側の締約国は数量を過小評価することを望まない一方で、移転する側の締約国は数量が過大評価されることを望まない。

第 6 条のメカニズムの決定文

締約国会議は、

特に、京都議定書の第 3 条及び第 6 条を想起し、

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、議定書の第 6 条に基づき、検証及び報告を含む第 6 条の実施のための指針を更に精緻化できることに留意し、

議定書第 3 条 1 0 項と 1 1 項によると、第 6 条に基づく活動は、議定書の附属書 B に規定される附属書 I の締約国の割当量の総計を変更するものではないことを認識し、

本議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に対し、その第 1 回会合において、添付した附属書にある京都議定書の第 6 条の実施に関する指針を採択するよう勧告することを決定する。

附属書

京都議定書第6条の実施のための指針

定義

1. 「附属書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の附属書を意味する。
2. 「条項」とは、議定書の条項を意味する。
3. 「締約国」とは、議定書の締約国を意味する。
4. 「議定書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書を意味する。

参加

5. 附属書の締約国、附属書の締約国に在する法人、またはその両方は、第6条に基づく事業に参加することができる。
6. 附属書の締約国は、締約国及びその締約国に在する法人の、第6条に基づく事業への参加に対する規則又はガイダンスを作成することができる。
7. 第5条及び第7条の義務を履行していないことが明らかとなった締約国は、第6条に基づく事業から生じるいかなる排出削減単位も取得できない。
8. [第4条を適用する締約国が、第4条の同一の合意を適用する他の締約国、若しくはその締約国が所属し、またそれ自身が議定書の締約国であるところの地域的経済統合機関が、第5条又は第7条の義務を履行していないことが明らかになった場合に、第6条に基づく事業から生じる排出削減単位を取得できるかどうかについての問題について対処することが必要となる。]
9. 締約国は、本指針の規定に従って国内登録簿を保持していないことが明らかになった場合、第6条に基づく事業から生じる排出削減単位を移転若しくは取得できない。
10. 締約国が、[第8条の検討の過程により？][その他により？]上記のパラグラフ7、8、又は9にある要件を満たしているかどうかの問題を提起された場合は、[議定書に適用可能な一般的な手続により][特定の手続により]問題が迅速に解決されることとなる。

事業の範囲

11. 第 6 条に基づく事業は、議定書の附属書 A に掲げるガスのうち、その一つ以上を対象とする。
12. 第 6 条に基づく事業は、議定書の附属書 A に掲げる温室効果ガスの発生源による排出の削減、または吸収源による除去の強化をもたらすものでなければならない。この削減又は強化は、当該事業を行わなかった場合に生じるものに対して追加的なものとする。吸収源による除去の強化は第 3 条 3 項に含まれる活動及び第 3 条 4 項に基づく追加的な活動に該当するものである。
13. 共同実施活動のパイロットフェーズにおける事業は、当該事業がこれらの指針により確立された基準を満たし、事業に関係する締約国が第 6 条の事業であると見なすことに合意する場合には、第 6 条に基づく事業として適格であるとする。

事業の承認

14. 第 6 条に基づく事業は関係する締約国により承認される。締約国は、国内状況に基づいて事業承認のために国内の機構及び基準を作成することができる。

排出削減単位

15. [必要に応じて、ベースラインの設定とモニタリングのための方法]
16. 排出削減単位は、決定 2/CP.3 で定義され、又はその後第 5 条に従って改正される地球温暖化係数を使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンの標準化された単位で表記される。各排出削減単位は、事業主たる締約国、事業及び発行年に関する情報を含んだシリアル番号によって特定され、パラグラフ 19 により設立される登録システムを通じて追跡可能となる。
17. 事業立地点が位置する締約国は、排出削減単位を発行し、事業に参加する締約国及び / 又は法人に移転する。排出削減単位は、事業参加者の合意にしたがって事業参加者の間で分配される。
18. [「補足性」という用語について詳細化は行わない。]

締約国の登録簿

19. 第 6 条に基づく事業の関係締約国は、国内登録簿を保持する。締約国の国内登録簿は、締約国自身または締約国に在する法人による、排出削減単位の保有、移転及び取得の記録を含む。²
20. 登録簿に含まれる情報は公的に入手可能である。
21. 2 カ国以上の締約国は、自発的に、それぞれの登録簿が法的に区別されている連結されたシステムにおいて、それらの国の登録簿を保持することができる。
22. 排出削減単位の移転及び取得は、(シリアル番号で特定された) 単位を移転国の登録簿より差し引き、取得国の登録簿に加えることによってなされる。
23. 締約国が第 3 条 1 項に基づく自国の目標を達成するために使用した排出削減単位は、当該締約国により回収される。その場合、この単位をさらに利用することはできない。全ての回収された排出削減単位の記録は、締約国がその登録簿に保持する。

報告及び検証

24. 第 6 条に基づく事業のそれぞれの関係各締約国は、[第 6 条][第 7 条]に基づき事務局に提出される年次報告の中に、標準フォーマットで、特に下記の情報を含める。

当該年の排出削減単位の移転と取得 (各単位ごとに、そのシリアル番号及びそれが移転された、又は取得された締約国の登録簿を含む。)

当該年に回収された排出削減単位 (シリアル番号で特定)

25. 事務局に提出された情報は、[第 6 条][第 8 条]及びその指針により検討され、事務局により公開される。[事業の検討が行われる必要 / 状況 / 時期の特定のために更なる作業が実施される必要がある。]

² この登録システムは、第 17 条に基づく国際的な排出量取引の文脈において、割当量単位のために必要とされる登録システムに統合されることができる。

26. [報告及び検証のための追加的な指針]

遵守

27. [第 6 条 4 項に関するものを含む遵守関連の問題]

[付録：報告及び検証のための指針]